

年金業務・組織再生会議 参考資料

- 年金業務・組織再生会議の開催について・・・ P1
- 日本年金機構法の概要 P3
- 日本年金機構法（抜粋）..... P4
- 年金業務・組織再生会議の審議経過 P7
- 日本年金機構設立に伴う人員数の推移見込み P11
- 外部委託やシステム化等による事項別の人員削減数 P12
- 人員削減7力年計画の概要 P13
- 政府管掌年金業務の全体像 P14

年金業務・組織再生会議の開催について

平成19年8月21日
内閣官房長官決裁
平成19年10月15日
一部改正

1 趣旨

日本年金機構法（平成19年法律第109号）においては、政府は、日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聞くものとされている。この学識経験者からの意見聴取を行うため、年金業務・組織再生会議（以下、「会議」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) 会議は、別紙の学識経験者により構成し、国・地方行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 座長は、委員の互選とする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

年金業務・組織再生会議名簿

いわせ たつや
岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)

おおやま ながあき
大山 永昭 (東京工業大学教授)

○岸井 成格 (毎日新聞社特別編集委員)

こじま のりあき
小島 典明 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)

さいとう きよみ
斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

のむら しゅうや
野村 修也 (中央大学法科大学院教授・弁護士)

はった たつお
八田 達夫 (政策研究大学院大学学長)

○本田 勝彦 (日本たばこ産業株式会社取締役相談役)

◎印は座長、○印は座長代理

(敬称略、五十音順)

日本年金機構法の概要

1. 日本年金機構の組織等

- 役職員 非公務員、民間的な勤務条件
- 国の監督 厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画・予算を認可、業務改善命令等
- 設立 平成22年4月までにおいて政令で定める日（平成22年1月を予定）
同時に、社会保険庁を廃止

2. 国と日本年金機構の役割

- 国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任
 - ・年金特別会計を備え、保険料徴収・年金の支払は国の歳入・歳出
 - ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義
- 日本年金機構は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督下で、公的年金に係る一連の運営業務

3. 強制徴収の委任

- 保険料の滞納処分は、厚生労働大臣の一定の監督の下で、日本年金機構に委任
- 厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任

4. 民間へのアウトソーシングの推進(年金業務・組織再生会議)

- 次の事項について、学識経験者の意見を聞いた上で、政府が基本計画を閣議決定
 - ・日本年金機構が自ら行う業務と委託する業務との区分その他の委託の推進についての基本的事項
 - ・日本年金機構の職員の採用についての基本的事項

5. 職員の採用(職員採用審査会(仮称))

- 日本年金機構の設立委員が、労働条件及び採用基準を提示し、職員を募集
- 設立委員は、人事管理の学識経験者の意見を聴いて、採否を決定

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

第二条（基本理念等）

日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帶の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基礎となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者（第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。）、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体（次項において「被保険者等」という。）の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならない。

（業務の委託等）

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者（次項において「受託者等」という。）又はこれらの者であつた者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

附 則

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他の政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項
二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならぬ。
3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、

第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(職員の採用)

- 第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。
- 2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに關する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。
- 3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時において、機構の職員として採用される。
- 4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たつては、人事管理に關し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聞くものとする。
- 6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してもなされた行為とする。

年金業務・組織再生会議の審議経過

| | | |
|--------------------------------|----------------|--|
| 第1回 | 平成19年 8月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・座長選任など ・会議の運営について ・社会保険庁改革の概要等について ・自由討議 ・会議の今後の進め方について |
| 第2回 | 8月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 ・社会保険庁・厚生労働省からのヒアリング ・小島委員からの説明 ・自由討議 <p>※会議終了後、社会保険業務センター（高井戸、三鷹）視察</p> |
| 第3回 | 9月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・自由討議 |
| 第4回 | 9月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金記録問題検証委員会（野村委員）からのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング ・自由討議（「機構の職員の採用についての基本的事項」について） |
| 第5回 | 9月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 ・「機構の職員の採用についての基本的な考え方」についての中間整理 ・今後の会議の進め方について |
| | 10月4日 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の「職員の採用についての基本的な考え方」について（中間整理）を公表 |
| 「業務委託の推進に関する中間整理」に向けて議論 | | |

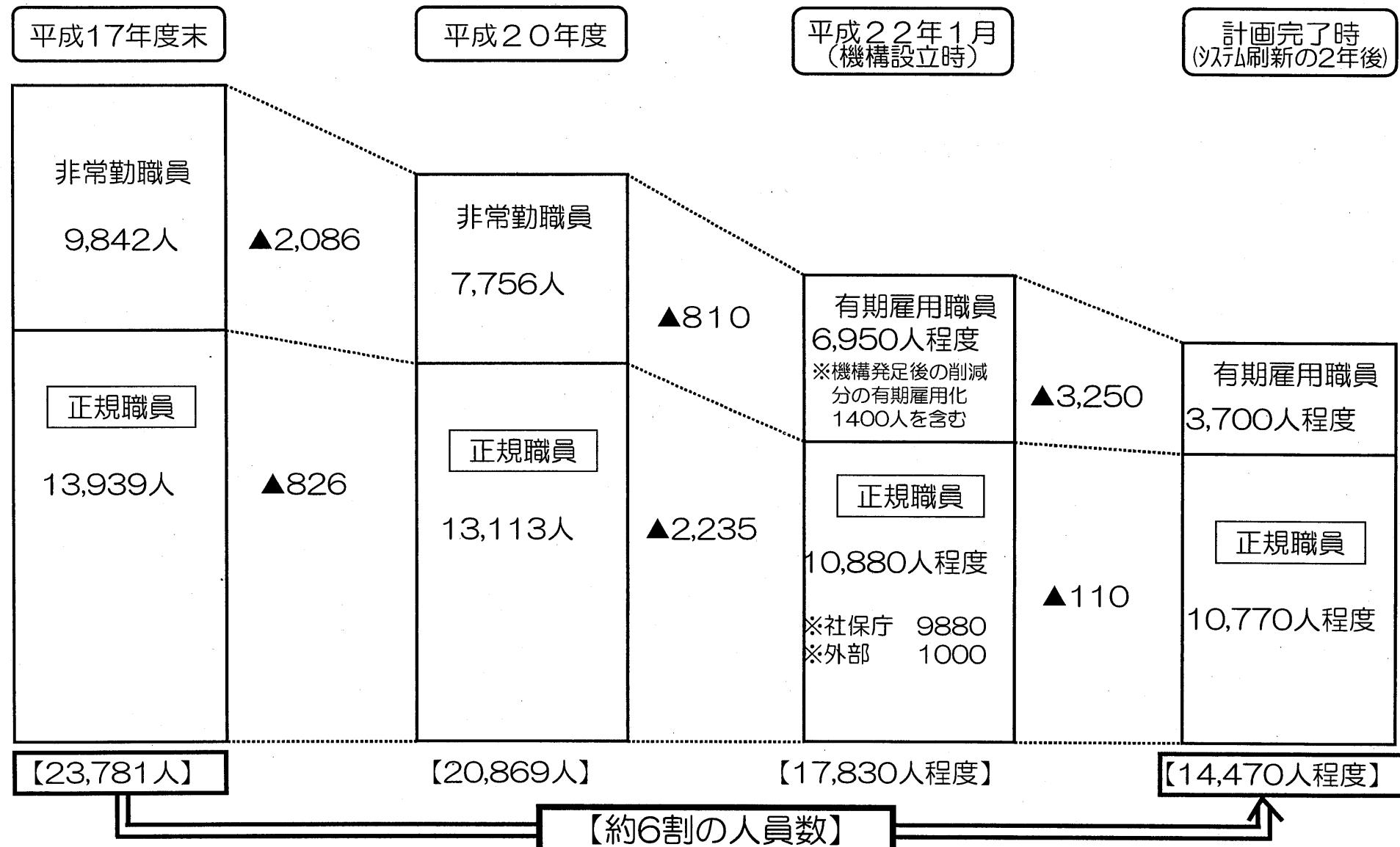
| | | |
|------|--------|---|
| 第6回 | 10月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・自由討議 |
| 第7回 | 10月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・全国健康保険協会の採用基準について（社会保険庁から報告） ・自由討議 <p>※会議終了後、事務局共同事務センター及び千代田社会保険事務所を視察</p> |
| 第8回 | 10月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・自由討議 |
| 第9回 | 11月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金記録問題検証委員会報告書について（同委員会事務局からの説明） ・IBMビジネスコンサルティングサービス・日本IBMからのヒアリング ・アクセセンチュアからのヒアリング |
| 第10回 | 11月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ・もしもしホットラインからのヒアリング ・日本IBMからのヒアリング ・全国社会保険労務士会連合会からのヒアリング |
| 第11回 | 11月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング |
| 第12回 | 12月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換 |
| 第13回 | 12月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・フューチャーアーキテクトからのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング ・事務局説明 ・意見交換 |
| 第14回 | 12月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換 |

| | | |
|---------------------|----------------|--|
| 第15回 | 12月21日 | ・意見交換（日本年金機構の「外部委託の推進についての基本的な考え方」についての中間整理） |
| | 12月27日 | ・日本年金機構の「外部委託の推進についての基本的な考え方」について（中間整理）を公表 |
| 「最終整理」に向けて議論 | | |
| 第16回 | 平成20年 1月23日 | ・全国社会保険職員労働組合からのヒアリング ・全厚生労働組合からのヒアリング ・会議の今後の進め方について |
| 第17回 | 2月7日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・国税庁からのヒアリング |
| 第18回 | 2月22日 | ・社会保険庁からのヒアリング |
| 第19回 | 3月4日 | ・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換 |
| 第20回 | 3月14日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング |
| 第21回 | 3月26日 | ・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換 |
| 第22回 | 4月9日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング |
| 第23回 | 4月15日 | ・小嶌委員からの説明 ・社会保険庁からのヒアリング ・厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング（全国健康保険協会の職員採用の状況について） |

中間整理についての国民からの意見・情報募集（2007/12/27～2008/2/29） 寄せられた意見・情報等の総数：131件

| | | |
|------|-------|--|
| 第24回 | 4月22日 | ・社会保険庁からのヒアリング ・特別チーム室（野村室長）からのヒアリング |
| 第25回 | 4月30日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング ・事務局からの報告 ・意見交換 |
| 第26回 | 5月15日 | ・意見交換 |
| 第27回 | 5月22日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・事務局説明 ・意見交換 |
| 第28回 | 5月28日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・意見交換 |
| 第29回 | 6月4日 | ・厚生労働省からのヒアリング ・社会保険庁からのヒアリング |
| 第30回 | 6月10日 | ・意見交換 |
| 第31回 | 6月19日 | ・厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング |
| 第32回 | 6月27日 | ・厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換（日本年金機構の当面の業務運営に関する基本の方針について（最終整理）） |
| 第33回 | 6月30日 | ・厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング ・意見交換（日本年金機構の当面の業務運営に関する基本の方針について（最終整理）） |
| | 6月30日 | 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本の方針について（最終整理）を公表 |

日本年金機構設立に伴う人員数の推移見込み



※全国健康保険協会及び
国（医療指導・年金）
への移管分を除く

削減数 ▲9,310人

{ 正規職員 ▲3,170人
非常勤職員 ▲6,140人

外部委託やシステム化等による事項別の人員削減数

既存の人員削減7カ年計画の年金部分

| | 事 項 | 実施時期 | 正規職員 | 非常勤 | 計 |
|--------|------------------------|-------------------|-------|-------|-----------------------------------|
| 削 減 | 事務の集中化による定型的業務の外部委託化 | 18年度～システム刷新の翌年度まで | ▲1240 | ▲1450 | ▲2690 |
| | システムの改善・刷新による業務そのものの減 | 19年度～システム刷新まで | ▲810 | ▲190 | ▲1000 |
| | バックオフィス業務の効率化 | 19年度、20年度 | ▲360 | | ▲360 |
| | 社会保険事務局のブロック単位化による減 | 18年度、20年度 | ▲230 | | ▲230 |
| | 健保給付等業務の効率化 | 18年度～20年度 | ▲200 | | ▲200 |
| | 未適用事業所の適用促進に係る外部委託 | 18年度、19年度 | | ▲310 | ▲310 |
| | 国民年金保険料の収納事務に係る外部委託 | 18年度～21年度 | ▲880 | ▲2590 | ▲3470 |
| | 年金電話相談センターの外部委託 | 18年度～20年度 | | ▲800 | ▲800 |
| 計 | | | ▲3720 | ▲5340 | ▲9060 |
| 増 員 | 国民年金の保険料の強制徴収 | 18年度、19年度 | 1000 | 570 | 1570 |
| | 厚年・健保の職権適用、滞納整理、事業所調査、 | 18年度～20年度 | 400 | | 400 |
| | その他 | 21年度～ | 800 | | 800 |
| | 計 | | 2200 | 570 | 2770 |
| | | | | | 正規 ▲1520 非常勤 ▲4770 合計 ▲6290 |

追加の削減

| | | | | |
|-----------------------------------|----------------|-------|-------|-------|
| 届出等の事務センターへの直接郵送化・電子申請化 | システム刷新の2年後まで順次 | ▲210 | ▲110 | ▲320 |
| 届出書等の一次審査業務の外部委託 | システム刷新の2年後まで | ▲570 | | ▲570 |
| 厚生年金保険料の納付督励電話の外部委託 | 機構設立時 | ▲10 | | ▲10 |
| 国民年金保険料の免除勧奨の外部委託 | 設立時・22年10月 | ▲160 | ▲580 | ▲740 |
| 電話照会対応業務のコールセンターへの一元化 | システム刷新後 | ▲100 | | ▲100 |
| 照会システム改善による市町村照会事務員の廃止 | 機構設立時 | | ▲200 | ▲200 |
| 年金相談センターの運営の外部委託 | 機構設立時 | ▲110 | ▲310 | ▲420 |
| 来訪相談の一部の社会保険労務士への委託 | 機構設立時 | | ▲200 | ▲200 |
| 来訪相談の一部の有期雇用職員への転換 | 機構設立時 | ▲30 | 30 | 0 |
| 業務運営の安定化に伴う管理部門の減 | システム刷新の2年後 | ▲30 | | ▲30 |
| バックオフィス業務のシステム化・外部委託 | 機構設立時 | ▲300 | | ▲300 |
| 増員の抑制 | | ▲130 | | ▲130 |
| 計 | | ▲1650 | ▲1370 | ▲3020 |
| 正規 ▲1650 非常勤 ▲1370 合計 ▲3020 | | | | |

人員削減 7 力年計画の概要

【人員削減 7 力年計画】社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画(平成17年12月策定)

【考え方】

- ① 定型的業務の外部委託や市場化テストによる外部委託の拡大、システムの刷新等による業務そのものの削減、業務の広域的な集約化等による合理化を徹底するとともに、
- ② その一部を活用して、年金保険料の徴収体制の充実をはじめとした強化すべき業務への人員シフトを図る。

【計画期間】平成18年度から24年度までの7年間(システム刷新後に対応可能となるものを含むことによる)。

【削減人員】全国健康保険協会及び国(医療指導・年金)への移管分を除き、6,300人程度の純減(正規職員1,500人程度、非常勤職員4,800人程度)。

※合理化による減から強化する業務へのシフトを控除した後の純減数

(注1) 人員削減 7 力年計画の内容は、社会保険業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月)の内容と整合している。

(注2) 人員削減 7 力年計画策定当時(平成17年12月)においては、国の機関である年金運営新組織を平成20年10月に設置することを想定していた。その後の経緯により、国の機関ではなく、非公務員型の公法人である日本年金機構を設立することとなったことから、同計画は、機構設立を勘案したものとなっていない。

政府管掌年金業務の全体像

